

富山市民病院開放型病床

利用の手引き

平成 7 年 1 0 月 実 施

(平成 1 2 年 1 2 月 発 行)

(平成 1 5 年 4 月 発 行)

(平成 1 5 年 8 月 発 行)

(平成 1 6 年 4 月 発 行)

(平成 1 6 年 1 1 月 発 行)

(平成 1 7 年 5 月 発 行)

(平成 1 9 年 4 月 発 行)

(平成 2 1 年 1 月 発 行)

(平成 2 4 年 1 0 月 発 行)

(平成 2 6 年 1 月 発 行)

(平成 2 8 年 1 月 発 行)

富 山 市 医 師 会

滑 川 市 医 師 会

中 新 川 郡 医 師 会

射 水 市 医 師 会

富 山 市 歯 科 医 師 会

富 山 市 民 病 院

I 病院案内

病院の名称 富山市立富山市民病院 (TEL 076-422-1112)
(FAX 076-422-1371)

所在地 〒939-8511 富山市今泉北部町2番地1

設置主体 富山市

病院の種別 地域医療支援病院

診療科 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透析内科、腫瘍内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、救急科、リハビリテーション科

病床数 一般病床：539床
(うち開放型病床30床、ICU病床6床、HCU病床12床)
精神病床：50床
感染症病床：6床 [計595床]

II 登録医

1. 登録医とは、富山市立富山市民病院（以下病院という）開放型病床の診療業務を行うため、登録医申請書（様式第1号）により、富山市病院事業管理者に届け出た4医師会員（富山市医師会、滑川市医師会、中新川郡医師会、射水市医師会）及び1歯科医師会員（富山市歯科医師会）を指します。
2. 登録医となるための手続き
 - (1) 登録医申請書に必要事項を記入し、各所属医師会及び歯科医師会の事務局へ提出します。
 - (2) 所属医師会長及び歯科医師会長の推薦を受け、病院経営管理課へ提出します。

(3) 病院より登録医証明書を交付します。

3. 登録医となれば、以後更新の必要はありません。ただし、富山市民病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び富山市民病院開放型病床歯科運営委員会（以下「歯科運営委員会」という。）において、不相当と判断された場合には、登録が抹消されることがあります。
4. 開放型病床において登録医を主治医といい、病院側担当医を病院医といいます。主治医には次の要件が必要です。
 - (1) 主治医には、必要に応じて登院診療を行っていただきます。
 - (2) 市民病院の規則を理解していただくため、必要に応じて研修を受けていただく場合があります。
 - (3) 麻薬施用者免許証をお持ちの主治医は、「従として診療に従事する麻薬診療施設」の登録を各医師会事務局でお願いして下さい。

III 入院手続

1. 主治医は、FAX（422-1154）で、診察予約申込書に開放型病床入院希望を記載したものをふれあい地域医療センターに送付していただきます。FAXのない場合は電話（422-1112 内線2168 または直通 422-1114）で必要事項（診察予約申込書の内容）をお知らせください。
2. 病院で入院可能か協議のうえ、可能なときは電話にて報告します。止むを得ず受け入れできない場合は、折り返し電話連絡致します。
3. 主治医は、速やかに電話報告に基づき患者に入院の指示をして下さい。このとき、患者に開放型病床を利用した場合の共同指導科等の費用負担についての説明をお願いします。資料「開放型病床利用について」をご利用ください。
4. 患者は指示された日時に来院し、ふれあい地域医療センターの紹介患者受付へ診察予約申込書（2枚目）を提出し、当該診療科外来受付に進んで下さい。
5. 患者の症状によっては、外来で診療等を行うこともありますので、看護師の指示に従って下さい。
6. 時間外入院の場合

土曜日、日曜日、祝日、年末年始や時間外につきましては、救急センターにFAX（076-422-6610）を送ってください。なお、救急患者さまの場合は、FAXをお送りいただくと同時に電話（076-422-1112内線2099）をいただければ、至急準備を整えます。

* 緊急を要する場合は、富山県救急医療情報システムに従い、対応して下さるようお願い致します。

7. 病室は、2人部屋・4人部屋があり、全部で30床です。患者の症状によっては、ICU・HCUや一般病床へ入院していただくことがあります。この時は、開放型病床患者の対象からはずれることがあります。再び開放型病床へ入室した場合は、開放型病床患者に復します。

8. 入院事務手続きに必要なもの

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 診察予約申込書（2枚目） | (2) 保険証 |
| 開放型病床入院希望を記載すること | |
| (3) 公費医療受給者証等（該当の患者だけ） | (4) 印鑑 |

IV 診 療

1. 診療について

- (1) 患者の診療方針については、主治医・病院医間で充分協議し、連携して診療にあたります。また主治医・病院医の共同指導を円滑にするためふれあい地域医療センターが積極的に協力しています。共同指導の時間帯など、お気軽にふれあい地域医療センターにご相談ください（電話：076-422-1114 受付時間：平日午前8時30分～午後6時 土 午前8時30分～午後0時30分）。
- (2) 主治医は、直接指示やオーダー入力できません。協議の上、病院医が指示やオーダー入力をします。
- (3) 主治医は、登院したときに登院簿に記入し、診療後は電子カルテに記入、若しくは、開放型病院共同指導料のゴム印を押し、必要事項を記入して病棟の看護師長に渡して下さい。また、病院医に対する質問や依頼及び指示は、「開放型病床患者連絡簿」に記入し、病棟の看護師長に渡して下さい。
- (4) 市民病院への連絡は、ふれあい地域医療センターを通して行って下さい。
- (5) 患者に突発的な事態が生じたときには、病棟看護師長は病院医に連絡し指示を受けます。病院医不在のときは、当直医または開放型病床診療部長に連絡し指示を受けます。その結果を主治医に連絡します。

(6) 主治医は、あらかじめ不在が予想されるときには、ふれあい地域医療センターに連絡方法を明らかにしておいて下さい。

2. 主治医の診療時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。
それ以外の時間帯で診療する場合は、あらかじめふれあい地域医療センターに連絡して下さい。

V 退院、転科及び転床

1. 主治医と病院医は、患者の症状に応じICU・HCU及び一般病床への一時的な転床をすることができます。また、開放型病床へ戻すこともできます。
2. 開放型病床の入院期間は、原則として1ヶ月以内となっています。
3. 患者の退院は、主治医と病院医との合意により決定します。退院後の治療方針についても、両者の合議により行います。
4. 当院では退院後の共同診療を円滑に行うために種々なサービス（共同診療カードの交付など）を行っています。詳細はふれあい地域医療センター（電話：076-422-1114）にお聞きください。

VI 施設の利用

1. 病院内の施設器具を使用するときは、病院内の規則に従って使用します。
2. 病院内の機器を用いた治療や検査を行なう場合は、病院医と共同で行ないます。
3. 医薬品及び診療材料は、病院の採用品を使用します。

VII 診療報酬

1. 主治医の診療報酬
 - (1) 主治医は、開放型病床に入院している患者を診療した場合に、開放型病院共同指導料（I）が算定できます。
また、退院に際して退院後の在宅療養上必要な指導を共同して行なった場合は、退院時共同指導料1が算定できます。ただし、入院期間中に開放型病院共同指導料

- (I) を算定していた場合は、算定できません。
- (2) 主治医は、病院から毎月月初めに送付する開放型病院共同指導月報に基づき請求して下さい（レセプト請求及び患者一部負担請求）。
- (3) 所定の様式により患者の紹介を行った場合には、診療情報提供料（I）が算定できます。

2. 主治医に対する報酬

- (1) 手術の執刀、検査等を施行した場合は、診療報酬点数の2分の1に相当する金額を支払います。ただし、上限額を5万円とし、100円未満の端数は切り捨てます。
- (2) その他手術助手等については当院の給与報酬規定に従い支払います。

3. 病院の診療報酬

- (1) 病院は、開放型病床の患者を主治医と共同して診療した場合に、開放型病院共同指導料（II）が請求できます。

退院に際して、退院後の在宅療養上必要な指導を共同して行なった場合は、退院時共同指導料2が算定できます。ただし、入院期間中に開放型病院共同指導料（II）を算定していた場合は、算定できません。

- (2) 共同指導日数は、開放型病院共同指導月報に記載された日数です。

V III 医療事故

- 1. 開放型病床における医療事故については、病院職員と当該主治医とが協力してその処理に当たり、費用等については、病院が加入する富山県医師会医師賠償責任保険を適用し処理します。

I X 運営委員会・歯科運営委員会

- 1. 開放型病床の運営管理に関し、必要な事項を協議するため運営委員会を設けます。
- 2. 運営委員会は、医師会8名、病院5名の委員で構成し、委員長は、富山市医師会長です。歯科運営委員会は、歯科医師会及び病院の委員で構成し、委員長は、富山市歯科医師会長です。
- 3. 委員任期は2年で、再任は妨げません。
- 4. 定例会のほか、必要の都度臨時会を開催します。

5. 事務局は、病院経営管理課におきます。

X その他 主治医としての留意事項

1. 主治医は、病院の規則を遵守してください。
2. 主治医は、病院内では、常に名札を付けた白衣を着用して行動して下さい。
3. 開放型病床における症例について、毎月第2火曜日の午後7時から3階講堂で地域連携・開放型病床症例検討会を開催しておりますので、主治医は研鑽に努めて下さい。
歯科症例検討会の開催については随時お知らせします。
4. 診療に当たっては、主治医と病院医間で充分協議して下さい。

開放型病床に関する連絡先

(ふれあい地域医療センター)

TEL 076-422-1114 (直)

076-422-1112 (代)

内線 2168

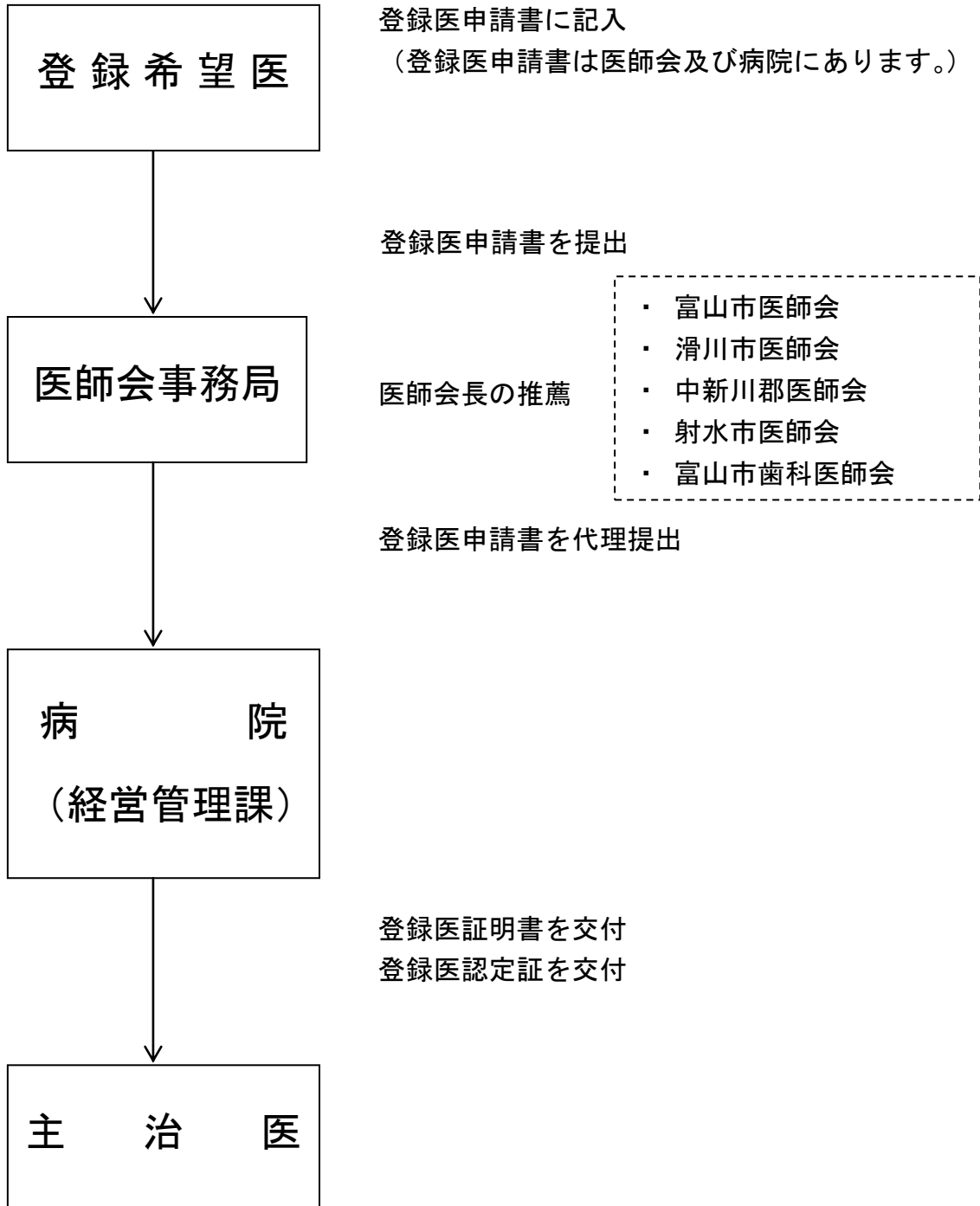
FAX 076-422-1154 (直)

受付時間 平日：午前8時30分～午後6時

土：午前8時30分～午後0時30分

参 考 资 料

登録医申請手続



様式第1号

登録医申請書

(富山市民病院開放型病床)

氏名 <small>ふり がな</small>	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
住所	〒	電話番号	()	—		
病院(医院) 名称		診療科目 (専門分野)				
同 上 所 在 地	〒	電話番号	()	—		
病院(医院) 開設年月日		年	月	日	F A X	() —
医 籍 登 録 番 号	第	号	医 籍 登 録 年 月 日		年	月 日
麻薬施用者 免許・番号	有・無	第	号	保 險 医 登 録 番 号		
富山市民病院開放型病床登録医を申請します。						
平成 年 月 日						
(あて先) 富山市民病院事業管理者						
				医師氏名		印
富山市民病院開放型病床登録医として適任と認め推薦します。						
平成 年 月 日						
				医師会長		印
※						
登録番号 第 号 登録年月日 平成 年 月 日						

※印欄は、記入しないでください。

富山市民病院開放型病床登録医証明書

様

富山市民病院開放型病床登録医であることを証明します。

医療機関名：

住 所：

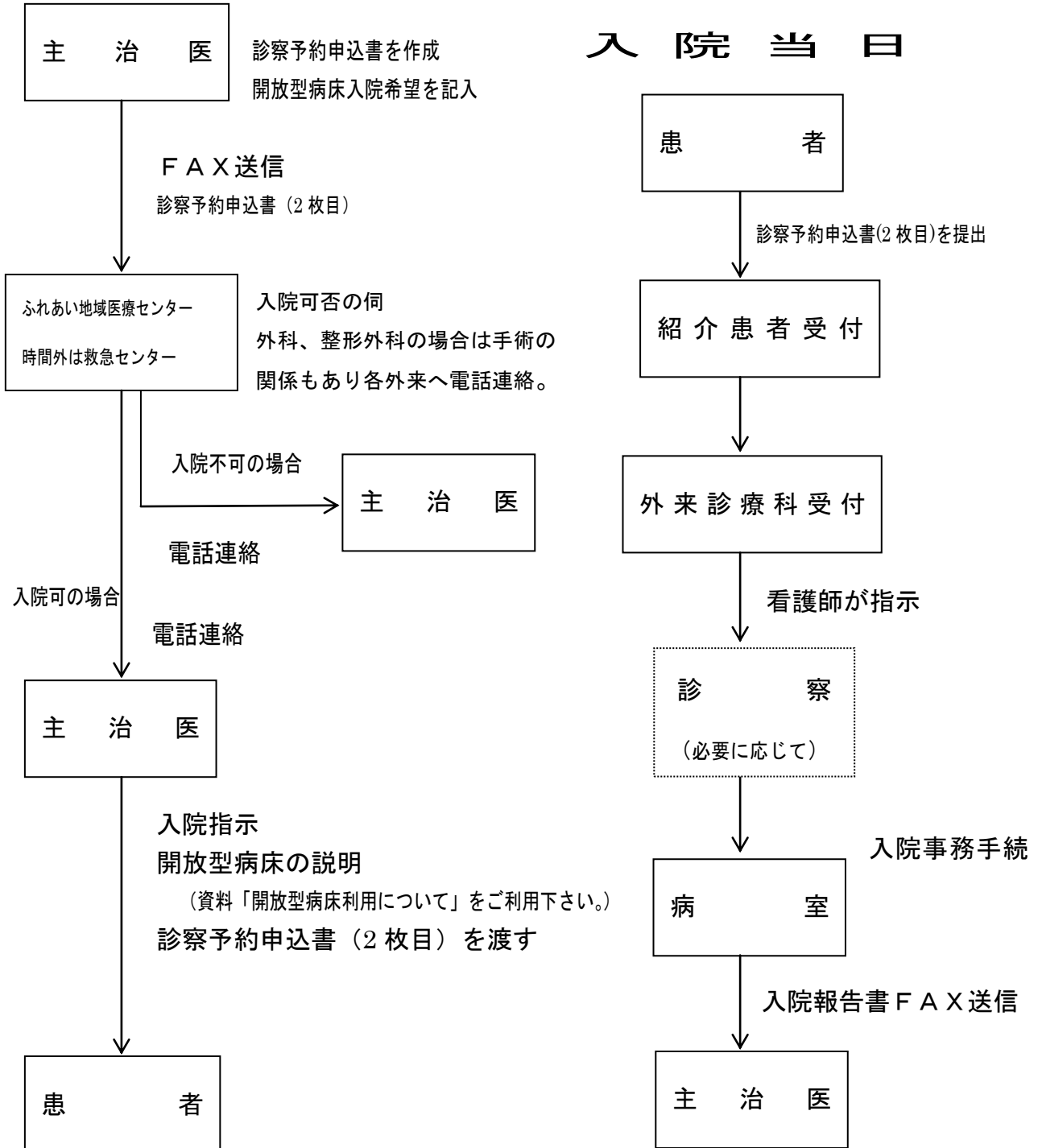
氏 名：

登録医番号： _____

平成 年 月 日

富山市立富山市民病院
富山市病院事業管理者

開放型病床への入院手続



* 「開放型病床利用について」は、コピーし、事前に用意しておいて下さい。

診療情報提供書

平成 年 月 日

地域医療支援病院
富山市立富山市民病院
http://www.tch.toyama.toyama.jp/

科 医師行

医療機関名

所在地
TEL・FAX

科 医師名 印

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)
住所	〒	旧姓	電話番号 () - () - ()	

※旧姓は紹介施設でわかる範囲でご記入ください。

受診希望日： 月 日 ()

※ 富山市民病院開放型登録医の方へ 入院の場合 開放型病床の利用希望 (有・無)

紹介目的	
------	--

診察予約申込書

地域医療支援病院

富山市立富山市民病院

ふれあい地域医療センター

電話番号 076-422-1112(代表)

076-422-1114(直通)

F A X 076-422-1154

- ・ 紹介患者さまの初診予約を行います。
- ・ 緊急入院を要する患者さま及び、受診後入院が予想される患者さま (重症例など) については、ふれあい地域医療センターを介さず、当該診療科又は救急センターに直接ご連絡ください。

診療情報提供書

平成 年 月 日

地域医療支援病院
富山市立富山市民病院
http://www.tch.toyama.toyama.jp/

科 医師行

医療機関名

所在地
TEL・FAX

科 医師名 印

フリガナ			性別	生年月日	明・大・昭・平
患者氏名		旧姓	男・女		年 月 日 (歳)
住所	〒			電話番号	() - () - ()

※旧姓は紹介施設でわかる範囲でご記入ください。

受診希望日： 月 日 ()

※ 富山市民病院開放型登録医の方へ 入院の場合 開放型病床の利用希望 (有・無)

紹介目的	
主訴及び 傷病名	
既往歴及び 家族歴	薬物アレルギー
症状経過 治療経過 検査所見	
現在の処方	

持参資料 (有 ・ 無 …… X線フィルム ・ 検査記録 ・ 心電図記録)

市民病院来院時提出用

2枚目

開放型病床利用について

今回の富山市民病院の入院に際しては、下記のような取扱いになりますのでご了承下さい。

開放型病床を利用されると

1. 入院中は病院の先生と登録医の先生とが共同で診療にあたり、高度な医療（検査、手術、X線撮影など）が受けられます。
2. 退院されてからも登録医の先生と共同で継続的な診療が受けられます。
3. 富山県医療連携ネットワークシステム利用に同意されると、申し出のあった日時から過去2年間、開示後2年間は、入院中及び外来診察時の各検査・画像・病理データ等の診療情報が、登録医と病院医とで共有され、より質の高い共同診療を受けることができます。（ネット接続登録医の紹介患者対象）
* 「富山県医療連携ネットワーク利用同意書」に同意のサインが必要です。

開放型病床の自己負担について

開業医が登録医として病院へ赴き診療された場合、一般の入院費用とは別に登録医1回の診療につき下記のとおり自己負担があります。

自己負担割合	登録医からの請求	病院からの請求
国保・社保の人	1,050円	660円
高齢受給者 2014.4.1までに満70才になった人～74才	350円	220円
同上 2014.4.2以降満70才になる人～74才	700円	440円
後期高齢者（75才以上）	350円	220円
70～ 現役並み所得者	1,050円	660円

乳児医療、身障等の公費扱いになっている人は、上記の自己負担はありません。
なお、この他に退院に際して若干の自己負担（退院時共同指導料）があります。また請求額については健康保険法の改正などで変更がありますので、ご注意ください。

開放型病床 入院報告書

送 付 先	登録番号：	氏名：	先生
	医院名：		
	医院TEL：	FAX：	

発信人	富山市民病院開放型病床 診療部長
-----	---------------------

内容

患者 _____様の入院は、____月____日（____）です。
病室は、____病棟 ____階 ____号室
病院医は、____科 _____先生ですのでよろしく
ご配慮下さい。

連絡事項

(富山市民病院 TEL422-1112 内線2027 FAX 425-1600)

富山市民病院

開放型病床 **入院患者情報変更のご案内**

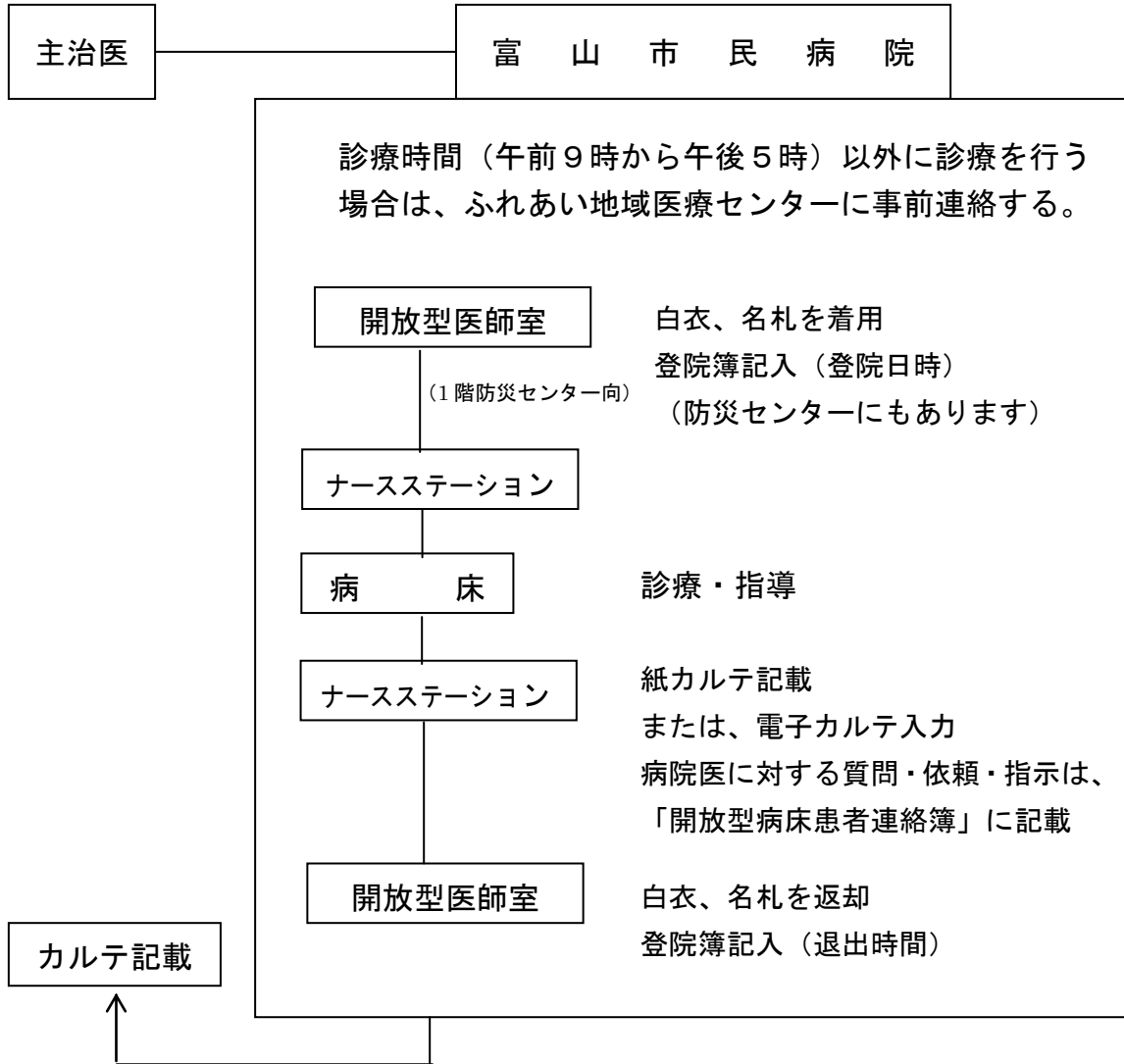
送 付 先	登録番号：	氏 名：	先生
	医 院 名：		
	医院 TEL：	F A X：	

発信人	富山市民病院開放型病床 診療部長
-----	---------------------

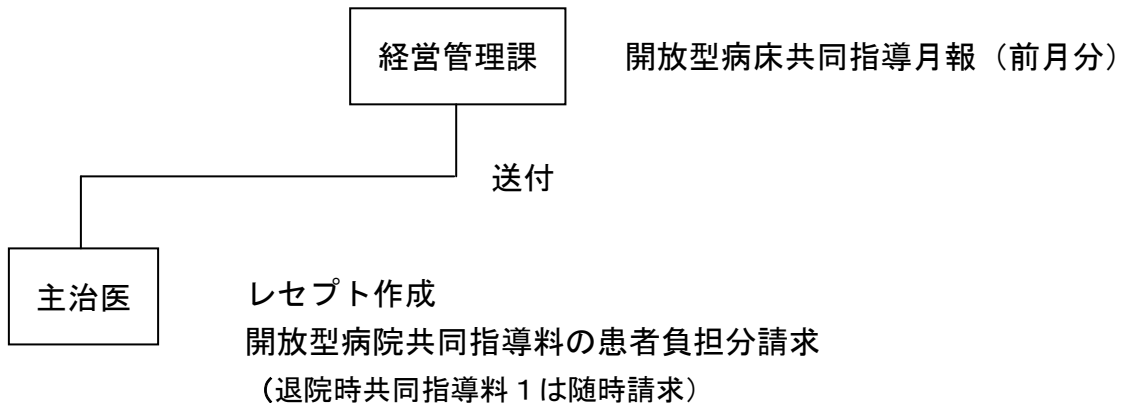
連絡事項 富山市民病院 TEL422-1112 内線2027・FAX425-1600

患 者 氏 名	
変更年月日	平成 年 月 日 ()
変更内容	転科・転棟・退院 病院医等の変更 開放型病床よりはずれます

開放型病床での診療手順



月初め



開放型病床患者連絡簿

患者ID		病棟(一)
患者氏名	(歳)	平成 年 月 日入院
登録医(院外) 主治医		TEL ()
		FAX ()
病院(院内) 担当医		
来院日時	記 録・ コメント	返 答
月 日 (:)		月 日 (:)サイン()
		TEL ・ FAX
		記 録・コメント
		開放型病院共同指導料(Ⅱ)
		<記載例>電話で治療方針について
	記載者サイン()	協議しました。
月 日	スキャナー取り込み クラークサイン ()	月 日 開放型病床患者連絡簿原本 を患者カルテにとじこむ。 サイン()

開放型病床主治医(登録医)へお願い

★病院担当医に対する質問・依頼等ありましたら、ご記入の上 病棟看護師にお渡し下さい。

病院担当医師／看護師へお願い

- ★当院当日の質問に返答ができなかった場合は、後日病院担当医が電話またはFAXで返答し、カルテに記載。開放型病床患者連絡簿にチェックし、クラークに提出して下さい。
- ★院外主治医が看護師に口頭で質問された場合、質問を受けた看護師が開放型病床患者連絡簿に質問事項を記載し、院内主治医に伝えて下さい。
- ★記載された開放型病床連絡簿は、クラークがスキャナーまたは、カルテに記載し原本は病棟カルテに綴じこんで下さい。

ファクシミリ送信票

平成

[送信先] _____ 先生様 Fax 076-431-9501 No.

[発信者] 富山市立富山市民病院 経営管理課管理係

〒939-8511 富山市今泉北部町2番地の1
 Tel (076) 422-1112 内線 2202
 Fax (076) 422-1371

[送信枚数] _____ 枚目 (_____ 枚中)

[用件] 下記のとおり

富山市民病院開放型病床共同指導月報

平成 ____ 年 ____ 月 の開放型病院共同指導にかかる基礎資料をご送付申し上げます。

この日は、退院時共同指導料(I)の 算定ができます。

この日は、共同指導料(I)の 算定ができます。

この日は、共同指導料(I)の 算定ができません が、市民病院からこれに相当する報酬をお支払いいたします。

なお、ご不審な点がございましたら、1F 開放型医師室 _____ までご連絡下さい。
 (Tel 422-1112 内線 2027)

患者番号 患者氏名 生年月日	保険資格
入院形式: 主治医型・ 副主治医型	

入院日:

退院日:

登録医: _____ 先生					病院医: _____ 先生										
共同指導日: 計 _____ 回															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

○は共同指導料(I)算定日。●は特殊扱い共同指導料(I)算定日。
 ◎は退院時共同指導料(I)算定日。

富山市民病院開放型病床運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市立富山市民病院（以下「病院」という。）に開放型病床を設置し、病院と富山市医師会、滑川市医師会、中新川郡医師会、射水市医師会及び、富山市歯科医師会（以下「医師会」という。）が相互協力し、医療技術の向上を図り、もって地域医療の発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「開放型病床」とは、第5条に規定する登録医が、病院に届出入院させた自己の患者に対し、病院医と共同して診療を行うことができる病院内の病床をいう。

(病床数)

第3条 開放型病床には、30床を充てる。

(開放型病床の編成)

第4条 開放型病床の属する病棟に次の職員を置く。

- (1) 運営担当 開放型病床運営部長1名（医師会）
- (2) 診療担当 開放型病床診療部長1名（病院）
- (3) 看護担当 病棟看護師長1名、看護師及び准看護師を置く（病院）

(登録医)

第5条 開放型病床を利用しようとする医師会の会員は、病院事業管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、登録医申請書（別記様式第1号）をもって行うものとし、当該会員の属する医師会会長の推薦を受けなければならない。

3 第10条に規定する富山市民病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）において不相当と判断した場合には、登録医の抹消をすることができる。

(診療上の責務)

第6条 主治医は、開放型病床で診療業務に従事するに当たっては、病院に係る条例・規則等に従い、病院医と共同して診療上の責務を負うものとする。

(診療)

第7条 開放型病床に入院中の患者に関する診療は、病院長の管理下にあるものとする。

- 2 開放型病床においては、登録医を主治医といい、病院側担当医を病院医という。
- 3 主治医は、必要に応じて登院診療を行うものとする。
- 4 主治医の診療時間は、原則として平日は午前9時から午後5時までとし、それ以外の時間帯、土曜日、日曜日及び祝日等において診療する場合は、あらかじめ、ふれあい地域医療センターに連絡するものとする。
- 5 主治医と病院医の共同指導は、対診又は所定の診療録を介して行う。
- 6 医薬品及び診療材料は、病院の採用品を使用することとする。
- 7 主治医は、あらかじめ不在が予想されるときは、病棟看護師長に対しその連絡方法を明らかにしておかなければならない。
- 8 病棟看護師長は、主治医・病院医と連絡不可能なときは、当直医または開放型病床診療部長の指示を受けるものとする。
- 9 麻薬施用者免許証を有する主治医は、病院を従として診療に従事する麻薬診療施設の登録をするものとする。

(患者の入退院)

第8条 主治医が自己の患者を開放型病床に入院させようとするときは、診察予約申込書(2枚目)を記載し、ふれあい地域医療センターに提出し、開放型病床診療部長を経て病院長の承認を受けるものとする。

- 2 夜間及び休日の入院に際しては、病院の当直医と協議のうえ行うものとする。
- 3 開放型病床に入院した患者の診察予約申込書その他の書式は、病院様式によるものとする。
- 4 入院期間は、原則として1箇月以内とする。
- 5 主治医が入院させた患者は、症状に応じICU・HCU及び一般病床へ転床できるものとする。また当該患者を開放型病床へ戻すこともできる。
- 6 患者の退院は、主治医と病院医との合意のうえ決定し、退院後の治療

方針についても両者の合議で行う。

(報酬)

第9条 主治医の報酬については、別に定める。

(運営委員会)

第10条 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、富山市民病院開放型病床運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(医療事故賠償責任)

第11条 開放型病床における医療事故については、病院職員と当該主治医とが協力してその処理にあたり、費用等については、病院が加入する富山県医師会医師賠償責任保険を適用し処理する。

(研究会)

第12条 開放型病床における症例については、原則として毎月症例検討会を開催し、研鑽に努めるものとする。

2 前項の症例検討会は、主治医及び病院医の中からそれぞれ1名を選んで世話人として運営するものとする。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の取扱いについて必要な事項は、運営委員会が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（第3条改正）

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（第8条改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（第4条、第7条改正）

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則（第1条改正）

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（第1条改正）

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（第3条、第7条改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（第8条改正）

この要綱は、平成21年1月16日から施行する。

附 則（第7条、第8条改正）

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（第5条改正）

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。

附 則（第8条改正）

この要綱は、平成28年1月23日から施行する。

富山市民病院開放型病床運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、富山市民病院開放型病床運営要綱第10条の規定に基づき、富山市民病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、富山市医師会長をもって充て、会務を総括する。

3 副委員長は、富山市病院事業管理者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 富山市医師会側委員

滑川市医師会側委員

中新川郡医師会側委員

(2) 富山市民病院側委員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 運営委員会は、年1回定期的に開催するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

3 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 運営委員会の事務局は、富山市民病院経営管理課に置く。

附 則

この規定は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（第3条改正）

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（第2条改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（第4条改正）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（第2条改正）

この規則は、平成24年1月23日から施行する。